

平成26年第7回

美里町農業委員会定例総会議事録

第8回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成26年7月25日(月)午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 木村 和男	2番 邊見 勝寿	3番 高橋 建一
4番 三浦 淳子	5番 伊藤 恵子	6番 鈴木 幸博
7番 後藤 幸太郎	8番 遊佐 恭一	9番 伊藤 雄一
10番 菅原 都	11番 佐藤 清	12番 久道 雄悦
13番 柳田 政喜	14番 内藤 千鶴子	15番 菅原 勝一
16番 佐々木 裕一	17番 鈴木 龍一	18番 大崎 幸信
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

4 欠席委員(なし)

5 報告事項

- 1 使用貸借権の合意解約による通知について
- 2 利用権設定合意解約について
- 3 農用地の形状変更届出について

6 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

7 その他連絡・報告事項

1. 平成26年 7月事業報告について
2. 平成26年 8月事業予定について
3. その他

8 農業委員会事務局職員

事務局長 笠原 良隆
事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局	<p>それでは、第7回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となって議事を審議するでございますので、会長、では、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>それでは、本日の出席委員は20名全員でございますので、農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条第1項の規定により2名を指名いたしますが、議長より指名してよろしいか伺ひます。</p> <p>(はいとの声あり)</p>
議長	<p>それでは、1番木村和男委員、2番邊見勝寿委員のお二方にお願ひをいたします。</p> <p>続きまして、次第の4番、報告事項、1、使用貸借権の合意解約による通知について、2番、利用権設定合意解約について、3番、農用地の形状変更届出について事務局より一括で説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>報告事項1について、議案書に記載のとおり説明を行った。</p>
議長	<p>休憩いたします。(1:48)</p>
議長	<p>再開いたします。(1:50)</p>
議長	<p>事務局に引き続き説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。</p>

事務局

報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

3番、農用地の形状変更届出については、7月15日の保全委員会にて、現地確認調査を実施しております。結果について、保全委員会後藤委員長より報告をいたします。

保全委員長
(7番委員)

それでは、報告いたします。保全委員会は、7月から伊藤委員、鈴木委員、そして委員長は私、後藤が担当し、7月15日に、大友職務代理、伊藤委員、鈴木委員、菊地次長の総勢5名で現地調査を行いました。先ほど会長の挨拶にもありましたとおり、農業委員会の改革にかかわる説明会に、急遽会長と事務局長が出席しまして参加しておりませんでした。番号7について、現地を畑地化して、イチジク栽培として申請された農地であります。現地は良質土による盛り土がされており、特に問題は見当たらず、許可相当と判断してまいりました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

以上の3件、1番、2番、3番の報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたさせます。ございませんか。

3番、高橋委員。

3番委員

形状変更について確認しておきたいと思います。畑地化する時の高さ、ポイントについて、これについての説明をしていましたか。そして、その辺ですね、保全委員会でその高さなんかの確認はどうだったかをお聞きしたい。

議長

事務局、答弁をお願いします。

事務局

只今の3番、高橋委員のご質問についてお答えします。ここに届出の用紙がございますが、この届出の2枚に確約書がございます。4点の項目がございます、それぞれ遵守するというので、このように書面でもらっております。現地を見る限りでは、この4項目に全部該当していると判断いたしました。

3 番委員

高さについてはどうですか。

議長

事務局、答弁をお願いします。

事務局

確約書では、高さは道路から 10 センチまでですが、写真を見ると道路よりも低くなっています。このとおり、道路の高さ以下でございます。以上でございます。

議長

高橋委員、いいですか。（「はい」の声あり）

その他ございませんか。

（質問、意見なし）

議長

無いようでございますので、報告事項を終了し、6 番の議事に入ります。
第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第 1 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

続きまして、後藤保全委員長より農地保全委員会の報告をお願いいたします。

保全委員長

それでは、報告します。番号 3 1 と 3 2 について、現地は和多田沼字新砂地について、麦刈り取り後放棄し、作物は未作付でありましたが、連担している良好な農地であります。この農地はこれまでも譲受人が作業委託により耕作しておりましたが、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号 3 4 について、現地は青生地区のほ場整備区域に位置しております。使用貸借は以前から締結しておりましたが、持分が 1 2 分の 1 で契約でしたので、今回 1 2 分の 1 2、すなわち持分が 1 0 0 % になったことにより、改めて使用貸借の締結をするための申請です。また、ほ場整備の本換地が終了していないため、現在は一時利用となっており、本換地後はこの面積がそのまま借り受けとなる見込みとなっておりますが、本換地後も引き続き作物を作付する見込みであり、特に問題は見当たらず、許可相当と判断してまいり

ました。なお、委員皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、審議に入ります。ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

無しということでございますので、採決に入ります。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり許可といたします。

続きまして、第2号議案農用地利用集積計画書審議について、事務局より説明願ひます。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

早速審議に入ります。第2号議案、ご意見ございませんか。

3番高橋委員。

3番委員

255番についてお聞きしたい。この畑の6アールですね。これは今の時点ではどのようになっていますか。そして、またですね、これは不在地主のですね、所有制限にかかると思うんですけども、該当すると思うんですけども、その辺についての説明をして頂きたいと思います。

議長

事務局いいでしょうか。

議長

休憩いたします。(2:15)

議長

再開いたします。(2 : 1 6)

議長

事務局説明をお願いします。

事務局

この番号255につきましては、譲渡人の方が仙台市の方、町外の方ということでの不在地主というふうな質問であろうかと思えますけれども、もともこの　さんは小牛田地域の荻塚に住んでおりました。これが現在、住所は仙台市泉区のほうに移していますが、お母さんとは別居はしていますが現在も荻塚の方におりまして、特にこれまでも耕作放棄地というような状態になったという土地でもありませんし、あと今回、譲受人の方が認定農業者であり、農業経営基盤強化促進法としての購入でしたので受付いたしました。町外在住の所有者が農地を売るということはこれまでも度々あり、受付する段階でも問題があるとは認識はしておりませんでした。

以上でございます。

議長

3番、高橋委員。

3番委員

6アールの土地ですね、この6アールは、これはその不在地主の所有制限に引っかかるかと思えますよ。120アールはいいのですよ、6アールの所有制限、たとえ農業経営基盤強化促進法であるにしても問題なのではありませんか。問題があるという認識は無かったのですか。

議長

事務局、答弁願います。

事務局

6アールの土地も含めて　さんの名義になっております。今回の総会は1,165㎡です、120アールが売買ということではありません。畑が6アール残っていますが、譲受人が畑までは希望しなかったので、6アール残った分につきましては仕方ないのではないかと思います。

議長

3番高橋委員。

3番委員

この6アールは誰のものですか。事務局の説明によると、おらほのものではないから、これはこうだぞということになるおそれもあるんだよ。前にも言ったとおりなんです。だから、これは母親なら母親に貸したように、もう1回そこのところで契約結ばなければならないはずですよ。この件についてもう

1回調べて、来月総会で報告してください。

(複数の委員から、3番、高橋委員の意見に対し、異論が出、会場内が騒然とする)

議長 3番、高橋委員ちょっと待ってください。13番、柳田委員どうぞ。

13番委員 (3番、高橋委員のこと)勘違いしているみたいですね。先ほどから120アールと言っていますけれども、120アールの田んぼを全部売買したわけではないのですよ。単位は1,165㎡ですので11アール、四捨五入しても12アールですよ。

議長 休憩いたします。(2:17)

議長 再開いたします。(2:24)

議長 3番、高橋委員の質問について、町外在住の方の農地が所得制限に触れる、いわゆる農地法に触れるということのようですので、来月総会まで時間を頂きたいと思います。そのほかご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 無しということで。それでは、採決に入ります。
第2号議案農用地利用集積計画書審議について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案どおり許可することといたします。

以上で議事の一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第7回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成26年7月25日

会 長

署名委員 1番

署名委員 2番